

スクールバス運行方法の変更について

1 変更内容について

加東市では、小中一貫校の開校による校区の広域化に伴い、遠距離通学児童への支援として、スクールバスを運行しています。

今年度、社学園が開校し、スクールバスの運行状況を検証した結果、比較的スムーズに運行されており、スクールバス通学対象の全地区に運行しても登下校に支障がないことが分かりました。よって、市内のスクールバス通学対象の全地区に乗降場所を設けて、スクールバスを運行することとしました。

つきましては、滝野地域においても、令和10年度からスクールバス通学対象の全地区に乗降場所を設けて、スクールバスを運行します。

ただし、安全な乗降場所が確保できない場合やスクールバスが通行できない場合、地区が要望されない場合などは、これまで通り隣接地区と乗降場所を集約します。

2 滝野地域のスクールバス通学対象地区

	対象地区	備考
1	光明寺	
2	稲尾	
3	多井田	
4	曾我	運行方法の変更によるスクールバス乗降場所の新設地区
5	高岡	
6	桜台	運行方法の変更によるスクールバス乗降場所の新設地区

※乗降場所は、地区内に1か所を原則とし、地区との協議によって決定します。また、地区公民館や地区グラウンドなど、公的な場所に限りません。

3 今後のスケジュール

時期	実施内容
令和7年度 令和8年度	・地区協議 ・運行ルート、時刻表の作成
令和9年度	・運行ルート、時刻表の周知 ・舗装工事（必要な地区のみ）
令和10年度	・スクールバス運行開始

※上記時期までに乗降場所が決定しなかった地区についても、適切な乗降場所を選定後、学校との調整が完了した時点から、スクールバスの運行を開始することができます。